

高齢者安全運転支援装置設置費補助金

高齢者安全運転支援装置設置費の一部を補助します。(令和2年度限りの予定)

市では、65歳以上の高齢運転者に対し、踏み間違いによる交通事故を減少させることを目的に、現在使用している自動車に安全運転支援装置を取り付けた場合、その費用の一部を補助します。

受付期間

令和2年7月1日から令和3年3月1日まで(設置3ヶ月以内に申請して下さい。)

※令和2年4月1日から同年6月30日までに設置した方は、令和2年7月1日から同年9月30日まで。

補助対象者(①～⑤すべてを満たす個人)

- ①市内に住所を有し、令和3年3月31日時点で65歳以上の人
- ②令和2年4月1日以降に安全運転支援装置を設置し、運転免許証を保有している人
- ③自動車税及び市税を滞納していない人
- ④非営利目的かつ自ら使用する自動車に安全運転支援装置を設置した人
- ⑤申請者が支払った購入設置費に対する他の補助金を受けていない人(国の補助金は除く)

補助対象の自動車(①～③すべてを満たす車両)

- ①普通自動車、小型自動車または軽自動車であって、個人の用途に供するもの
- ②車検証の「自家用・事業者用の別」欄に「自家用」と記載されたもの
- ③車検証の「使用者の氏名または名称」欄に申請者の氏名が記載されているもの

補助対象の安全装置

国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進抑制装置で、次世代自動車振興センターが認定した県内の後付け安全運転支援装置取扱事業者の店舗等で設置したもの

補助金額

安全運転支援装置の購入設置費の8割(1,000円未満切り捨て)の補助

安全運転支援装置の一例

装置の種類	主な後付け装置取扱い事業者	補助金額(上限)
障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置	トヨタ自動車 ダイハツ工業	32,000円
ペダル踏み間違い急発進抑制装置	イエローハット 日本自動車車体補修協会 オートバックス ジェームス ナルセ機材 他	16,000円

対象装置や店舗等は変更されることがあります。

※設置前に必ず確認してください。

申請方法

原則、安全運転支援装置設置後3か月以内に次のものを持参の上、安全安心課へ申請してください。

- ①交付申請書兼実績報告書
- ②安全運転支援装置販売・設置証明書
- ③補助金交付請求書
- ④自動車検査証の写し
- ⑤運転免許証の写し
- ⑥領収書の写し
- ⑦通帳の写し

その他、詳細につきましてはお問い合わせください。

問合先 安全安心課 ☎444・0862 FAX 441・8330